

## 北海道環境影響評価条例に基づく公聴会の開催と公述人の募集について

エコ・パワー株式会社が、北海道久遠郡せたな町で計画している**北檜山ウィンドファーム事業**については、環境影響評価法に基づき、先に「環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）の縦覧を行うなど、手続が進められています。

環境影響評価法では、この事業について、北海道知事は環境保全の見地から意見を述べることとなっておりますが、その際には北海道環境影響条例の規定に基づき、この準備書について道民その他の者の環境保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を開催することになっています。

このため、公聴会を次のとおり開催することとし、公聴会では予め募集した公述人に意見を述べていただくことから、公述人を募集します。

### ◆公聴会の日時、場所等

日時 平成28年7月19日（火）午後6時30分から

場所 せたな町民ふれあいプラザ研修室

北檜山区徳島8番地1 電話：0137-84-5563

※ 傍聴者収容数 おおむね30名

### ◆公述の申出

- 1) 公聴会に出席して準備書について環境保全の見地から意見を述べたい方は、次のとおり、書面を、郵送又は電子メールにより北海道知事に提出してください。

<書面の記載内容>

- ①公聴会において意見を述べたい旨
- ②意見の概要
- ③住所、氏名及び電話番号

- 2) 提出期限

平成28年7月1日（金）当日必着

- 3) あて先

- ・ 郵送先 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ
- ・ アドレス [kansei.kanky@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.kanky@pref.hokkaido.lg.jp)

### ◆公述人の決定（通知）

公述人は、申出のあった方の中から決定し、公述人に決定された方には知事からその旨通知をします。

### ◆公述できる時間

公述出来る時間は1人15分以内です。ただし、公述人が多数となった場合には発言時間を短縮する場合があります。

### ◆公聴会の傍聴

公聴会は傍聴することができます。会場への入場は先着順で、30名程度の入場が可能です。（質疑はありません）

※ 公述の申し出がなかった場合は、公聴会を開催しないことがあります。

※ 公聴会の開催又は中止の別については、7月4日以降、当グループHP上でお知らせする予定です。（お知らせHP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/kouchoukai.htm>）

### ◆問い合わせ先

北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ

電話011-204-5981